

報告事項

平成18年度事業報告の件

平成18年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業については、次のとおり報告する。

平成18年度事業報告

第1 はじめに

平成18年度は、社会的には、その年度初めより成年後見制度の関連する複数の法律が施行された年であった。一つには「改正介護保険法」であり、一つは「障害者自立支援法」であり、一つには「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」である。

これらの法律において成年後見制度の利用促進等が明記されたということは、新成年後見制度の施行後七年目にして、高齢者・障害者の権利擁護制度の中核となるこの制度の普及が確実なものになったということである。最高裁判所の平成18年度の成年後見概況はいまだ公表されていないが、各地の家庭裁判所から聞くところによっても、平成19年度の法定後見制度の申立ては急増している模様である。

当法人への入会者も確実に増加傾向にある。設立してからの数年間は、3,000名を割るぎりぎりまで減少したこともあったが、最近2年間は入会者が退会者を大きく上回る状況が継続している。各地の司法書士の間で、成年後見事務が登記事務や裁判事務と同様に、司法書士が当然取り組むべき分野として、認識されては始めているのだと考える。

しかし一方で、平成18年度は「司法書士が法外な報酬を受領した」として、全国紙に報道される事件も出来た年でもあった。当法人はこの被害の回復と再発防止策の策定に全力を傾注することにもなった。当法人の理事会・常任理事会・業務審査委員会そして支部本部連絡会等では、この再発防止策について徹底的に議論した。また任意後見改善提言を策定し、司法書士に対して任意後見執務のあり方も提言した。法律家たるわれわれ司法書士は、社会からの期待を裏切ってはならないのである。まして高齢者・障害者の権利擁護者を標榜する当法人の会員たる者は、委任者の方々の信頼を裏切る行為を断じて行ってはならない。

平成18年度を終了し、新成年後見制度が施行され7年間で終了した。この7年目に成年後見制度の普及が確実となる上記の各法律が施行され、かつ、当法人の会員の不幸事をきっかけとして、われわれの後見執務の改善策が徹底的に議論された。この18年度は当法人の歴史に、忘れてはならない年として、明記されることになるであろう。

第2 平成18年度事業執行状況

1. 正会員の募集及び名簿登載の推進

当法人は、我が国最大の専門職後見人の養成・供給団体として、家庭裁判所を始め、各方面から高い評価を得ているところであるが、こうした期待に応えうる良質な人材を不足なく供給するため、日本司法書士会連合会や各司法書士会の全面的な協力を得て、正会員の入会促進と後見人等候補者名簿への登載を積極的に推進した。

連合会を通じて各単位会に入会促進の依頼と成年後見制度への取組み強化を要請した結果、平成18年度は、正会員304名（うち司法書士法人7法人）の増加で、設立8年目にして会員数が4000名を上回った。会員数の推移詳細は、事業報告別紙（1）「平成18年度正会員数推移表」記載のとおりである。また、これに比例して、名簿登載会員数も255名（うち司法書士法人1法人）増加した。名簿登載者の詳細は、事業報告別紙（2）「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載者一覧」記載のとおりである。

2. 諸規則、諸規程等の制定及び改正について

組織の拡充・整備のため、「委員会規程」を改正し、「支部設置規則」についても所要の改正を加えた。また、会員の執務をめぐる不祥事の再発防止策の一環として「支部運営規程基準」を改正した上、「除名処分の公表等に関する規則」案を策定、「会員執務規則」の改正案も取りまとめた。

3. 支部、ブロックの活性化

① 平成18年度においては、「親族向け成年後見人養成講座」と「遺言と成年後見制度に関する説明会」を支部メニュー事業として掲げ、開催を希望した支部において実施した。それぞれの開催状況については、第3「各事業に関する報告」で報告するとおりであり、支部メニュー事業の全国規模での実施により、支部活動の活性化がより促進された。

② 「ブロック会議」等の開催

全国全ての支部の活性化をめざして、支部運営や会員に対する執務支援体制や方法等の交流を図るため、平成18年度から定期的なブロック会議を開催することにした。平成18年度は、全国8ブロックにおいて、平成18年7月～9月、平成19年1月～2月に、それぞれ2回ずつ開催された。

ブロック会議では、各支部における運営面や執務面の情報交換が行われ、それぞれの支部において資するもの大であったと思われる。ブロック会議には、本部理事や本部委員会委員も参加しているため、全国の状況や他のブロック会議のようすを伝えることができ、また、ブロック会議で議論された内容を本部運営に活かすことができるようになった。特に、平成18年夏のブロック会議では、「任意後見制度改善提言案」に対する検討を共通テーマとして、現場からの活発な議論が交わされた。研修内容によっては、生講義による集合研修が困難な支部もあるが、ブロック会議の開催を通して、九州ブロック、中部ブロック、近畿ブロックにおいて、ブロック合同研修会を開催することができた。ブロック会議の開催状況については、事業報告別紙（12）「平成18年度ブロック会議開催状況」を参照願いたい。

③ 青森支部、群馬支部、山梨支部、えひめ支部、高知支部及び沖縄支部に対しては、支部事業の適正化を図るためにそれぞれ会員数に応じた相当額を助成した。助成金合計額は、972,000円である。

第3 各事業に関する報告

1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 法定後見業務に関する報告書の調査・会員に対する支援・指導方法の確立

平成17年9月より運用を開始した新様式による報告については、法定後見等就任報告書の再提出と提出中断期間中の法定後見等事務遂行報告書の提出が必要であるが、新

様式に基づいた報告書の提出がない事件が認められたため、支部より各会員に提出を促がして頂き一定の効果があった。しかし、全会員がすべての法定後見事件に関する業務報告書を提出するまでには至っておらず、継続的な重要な課題である。

業務報告書に関する委員の事務所における調査について、任意代理・任意後見業務に関しては、契約締結時点から調査できていなかった事件を対象として実施し一定の効果があった。しかし、法定後見業務に関しては法定後見等就任報告書・財産目録、並びに調査時以前の法定後見等事務遂行報告書など、事件に関するすべての報告書や添付書類を（調査を行なう）委員の事務所に準備することが必要となり、送付及び管理方法の問題点が解消できなかったため実施に至らなかった。

また、ブロックにおける報告書調査の実施に関するアンケート調査も実施できなかった。そのため、平成18年度中においては業務報告書につきこれまでと同様に支部と本部で二重の調査を行ない、会員から業務遂行に関する相談や支援の要請があり支部からの回答が困難な場合等に対し本部執務管理委員会が対応をした。

(2) 業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する一部委譲の拡大

平成18年10月17日に2回目の業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する一部委譲に関する通知を行い最終的に7支部より希望があった。支部での執務管理事務の実施状況や継続受託事件数に対する業務報告書の提出割合を調査した結果、平成19年3月27日に熊本、岡山、ながの、群馬の4支部につき「業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する一部委譲」を決定した。継続受託事件数に対する業務報告書の提出割合が要件を満たしていなかった静岡、とちぎの2支部については、業務報告書の提出割合が要件を満たせば「業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する一部委譲」を決定する予定である。東京支部については、「業務報告書の保管委託」は平成14年10月11日に既に決定済みであるが）取扱事件数、とりわけ、任意代理・任意後見事件が非常に多く、委譲後の本部との連絡・連携方法について支部と協議し、できるだけ早急に委譲したい。

(3) 任意後見業務に関する業務報告書新様式の確定・実施

『当法人に対する業務報告書の提出につき、委任者が同意している』ことを前提とした、任意後見業務（任意代理業務を含む）に関する新様式の報告書を作成し、平成19年4月以降の報告書から原則的に使用開始することを通知した。

(4) 後見事務や倫理等に関する研修会に対する講師派遣

法定後見人並びに法定後見監督人の執務方法や後見人の倫理に関する研修会などに執務管理委員会として7回の講師派遣を行なった。

（京都2回、奈良、函館、神奈川、高知、沖縄は各1回）

(5) 後見ソフトの活用

後見ソフト利用のサポートを行ってきたが、平成19年3月末日をもって利用契約を終了させた。平成19年4月1日以降は、後見ソフトの利用を希望する会員が個別にソフト提供業者と契約し、後見ソフト（改訂版）を使用することになる。

(6) 紛議調査委員会

理事長の付託により紛議調査委員会が組織され、東京支部会員の非違行為に関する事実関係を調査するため、依頼者本人と関係者らから事情聴取を行った。

依頼者の体調不良、関係者らとの日程調整の問題もあって、年度内に報告書の準備が整わなかったが、4月6日、紛議調査委員会は理事会に対し、調査の経過と結果、調査により認定した事実及び委員会の意見を付した調査報告書を提出した。

(7) 法人後見、法人後見監督への対応

平成17年度における成年後見制度全体において、法人による成年後見人等への就任は、社会福祉協議会を中心に前年比183%と著しく伸張した。

当法人に関しては、任意後見契約の締結を中心に堅調に推移したが、法定後見等については、初期の段階の法定後見等において、法人で行うべきか否かを検討し、一部個人後見への移行を行った結果、減少に転じた。また、親族後見人の監督人への就任要請については、監督人を付すること自体の問題点の指摘もあり、その進展が予想と異なったなか、各支部の判断により個人での受託を行っている。

課題である法人後見システムの再構築については、任意後見ハンドブックを完成させるとともに、法定後見ハンドブックも改訂版を完成させた。しかし、司法書士による問題事案が新聞に掲載され、その監督方法が再検討されることとなった結果、任意代理契約を含めた任意後見契約の再検討を行わざるを得なかったため、任意後見・法定後見ハンドブックの支部への説明、支部・本部間の意思の疎通の強化が図れなかった。

① 法人後見システムの再構築については、以下のとおりである。

- ア. 法人後見ハンドブック（法定後見版・任意後見版）の徹底～ハンドブックの完成をさせたが、合同会議を開催できずマニュアルの説明徹底を図れなかった。
- イ. 重要事項等の意思決定機能の支部委譲～支部委譲の検討を重ね、テスト的な導入案を作成するに留まった。
- ウ. 本部委員の強化～各委員の献身的努力により、各委員の法人組織・法人後見に対する理解が進み、問題意識を共有化できるようになった。今後の発展が期待できる。
- エ. 任意代理、任意後見等の監督制度の確立～上記の事件により監督のあり方への議論が進み、新たに契約時における代理人等の立会面談が規定される運びとなるなど、新たな制度確立が進んだ。

② 本部・支部間の意思の疎通の強化

- ア. 本部・支部合同会議の開催～上記のとおり開催できず、大きな課題として残った。
- イ. 法人後見業務執行支部からの本部委員派遣必須制の導入～支部委譲の導入と同時に検討をしている。
- ウ. マニュアルの改良（プロジェクトチームの選抜）～法定後見ハンドブックの改定を行った。
- エ. オンライン会議の検討～会館の設備・構造による問題で検討に留まっている。
- オ. 監督マニュアルの導入～任意代理監督の方法を含め現在検討中である。

③ 個人情報保護システムの完成～メール会議においてパスワードの設定をする等と共に、意識向上を行った。

④ 法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H19.3.31）

種別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	44	8	36
	保佐人	12	1	11
	補助人	1	1	0
	任意後見監督人	40	15	25
	成年後見監督人	85	49	36
	保佐監督人	1	1	0

	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	2	2	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見等	見守り契約	30	1	29
	任意代理(財産管理)契約	53	5	48
	-上記契約のうち、業務遂行のもの	0	0	0
	任意後見契約	56	6	50
	-上記契約のうち、業務遂行のもの	1	0	1
	死後事務委任契約	23	0	23
	任意代理契約〔監督者〕	212	11	201

(8) 個人情報保護システムの整備

前年度策定した「個人情報保護運用マニュアル」にもとづく個人情報保護システムの整備については、本部事務局が一定の成果をあげているものの、多くの支部では費用や物理的スペースの問題があり、特にセキュリティ対策が遅れているようである。

しかし、個人情報の漏えいがいったん発生すると、当法人が深刻なダメージを受けることは必至であり、その影響は図り知れない。個人情報保護システムの構築は、次年度以降も継続して真剣に取り組むべき課題である。

(9) 研修等バックアップ体制の充実

当法人の会員が、その地域において高齢者や障害者等の権利擁護を担う職能としての役割を担っている旨の報告を聞くようになった。これも、現場に密着した会員の執務姿勢が真摯であることの結果なのであろう。その一方、疑義のもたれる執務により、会員に対する苦情も散見されるようになった。

専門家の説明責任がいわれる中、原点に帰って、本人の権利擁護の視点から、この成年後見制度の利用を考えていかなければならない。そのために、平成18年度は、成年後見業務に欠くことの出来ない人権意識や現場感覚を養うことも大切であると考え、日本司法書士会連合会とも共催で「虐待防止」に関するシンポジウム形式の研修会も開催した。被後見人等との関わりの中で、改めて成年後見実務に関する研修の重要性が認識されたものと思われる。

また、本年度も実務研修・倫理研修を通して会員の後見事務の質を向上するため、本部各委員会及び役員と協力して、研修講師の派遣、各地域における本部研修等を企画し、下記のとおり、研修教材としての「任意後見ハンドブック」の作成、「研修用ビデオ」の配布等をした。

① 共通補助教材の作成等

「任意後見ハンドブック」の会員への配布

「法定後見ハンドブック（改訂版）」の作成にとりかかった。

② 研修に関する規定等の検討

「研修規程」「研修実施要綱」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」に関する検討をし、研修実施要綱のカリキュラムについて変更をした。

③ 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

- ・ 函館支部及び沖縄支部に対しては、本部役員を講師として派遣しバックアップし

た。

- ・九州ブロック研修、近畿ブロック研修、中部ブロック研修に対しては、相応の助成をするとともに、同研修会の成果をビデオ化して各支部に配布した。
- ・日本司法書士会連合会と共催で、虐待防止に関する研修会を開催した。
- ・ビデオ等の作成にあたり、一部視聴しにくかった旨のご意見があったので、今後のビデオ作成の参考にしたいと考えている。

(10) 成年後見制度の改善検討等

- ① 成年後見人に医療行為の同意権を付与すべきかどうかという問題に対し、当法人ではもっと議論を重ねるべきだという見解を発表した（平成17年10月発表した「法定後見制度改善提言」）。そのため、「医療行為の同意検討小委員会」では、医療行為に対して本人に同意能力がない場合の問題について検討すべき論点整理を行った。しかし、具体的な議論までは進んでいないため、来年度の課題としたい。
- ② 「任意後見制度改善検討小委員会」では、日本司法書士会連合会と共同で行った、司法書士・公証人・金融機関に対するアンケート結果を分析し、改善案骨子を各支部に送付した。骨子案は、平成18年夏に行なわれたブロック会議において検討され、意見照会に対する回答を得た。契約を基礎とする任意後見制度の検討は、外部に対して法や運用の改善を求めるだけでなく、制度の担い手である私たち司法書士自らの執務姿勢を問う作業となった。そして、各ブロック会議において提言骨子をもとになされた議論をはじめ、本法人の多くの会員の意見を集約することができた。

平成19年2月16日、日本司法書士会連合会と共同で、「任意後見制度改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」を内外に表明した。中でも、「司法書士の任意後見執務に対する提案」は任意後見制度を支えるべき私たち司法書士が、真に高齢者や障害者の権利擁護の担い手となるために、あるべき任意後見業務の執務姿勢を改めて宣言したものである。

(11) インターネットホームページの充実

公開用ホームページをQ&A形式に変更した。

(12) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

会員に向けた情報手段として、Eメールによる「会員通信」の定期発行に務めた。今年度はVOL. 62からVOL. 79の計18回発行した。「会員通信」の詳細は当法人ホームページ (<http://www.legal-support.or.jp/>) に掲載したので参照願いたい。

また、当法人の動向を全国の司法書士や市民に広く紹介する手段として、「月報司法書士」を利用した。詳細は、以下のとおり。

《月報司法書士》への投稿

- | | |
|----------|--|
| 平成18年4月号 | 「地域包括支援センターと司法書士の役割」
理事長 大貫正男 |
| 平成18年5月号 | 「東京支部における地域活性化事業の取組み」
東京支部副支部長 岡田和代 |
| 平成18年6月号 | 「監督から執務支援へ」
常任理事 馬場雅貴 |
| 平成18年7月号 | 「兵庫支部での地域との連携への取組み」
兵庫支部支部長 迫田博幸 |
| 平成18年8月号 | 「第7回通常総会開催される」
広報委員会委員 有坂紀彦 |

- 平成 18 年 9 月号 「福島で成年後見をテーマとしたNHKハート・フォーラム
開催」
広報委員会委員 有坂紀彦
- 平成 18 年 10 月号 「第 5 回国際成年後見学会 (Public Trustees and Public
Guardians 5th International Conference) に参加して」
埼玉支部 伊藤亥一郎
- 平成 18 年 11 月号 「「高齢者虐待防止」司法書士にも通報義務が！」
常任理事 名倉勇一郎
- 平成 18 年 12 月号 「静岡支部における成年後見集団申立事件への取組み」
静岡支部支部長 佐藤 寛
- 平成 19 年 1 月号 「『虐待防止に係わる研修会』開催される」
広報委員会委員 有坂紀彦
- 平成 19 年 2 月号 「高齢者虐待防止と司法書士のかかわり」
広報委員会委員長 木村一美
- 平成 19 年 3 月号 「「公益信託 成年後見助成基金」の 5 年間を振り返って」
常任理事 杉山春雄

(13) 組織紹介リーフレットの作成

当法人組織を紹介するリーフレットを 30 万部作成し、各支部に配布した。

(14) 会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

事業規模の拡大に伴い、事務局の処理する事務量は増大しているが、現在、育児休暇を終えて復帰した職員と、新規採用の職員 1 名を加えた 5 人体制で対応している。

業務報告書等の膨大な量の文書については、電磁的記録として保管・保存するため、スケジュールどおりに文書の PDF 化作業を進めた。

② 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議を開催し、本部と支部における現状と課題、会員の不適切な執務をめぐる問題と対応策についても認識を共通にし、本部と支部ないしはブロックの連携強化に努めた。支部本部連絡会議の詳細については、事業報告別紙 (13)「平成 18 年度支部本部連絡会議開催状況」を参照願いたい。

③ 賛助会員及び寄付金の募集

当法人の事業に賛同する者に呼びかけ、財政面を支援する賛助会員への入会を要請したところ、平成 18 年度中は、1 法人が賛助会員として入会した。また、財政基盤の強化を図るため、広く寄付金の募集を呼びかけた。

なお、本法人の公益目的とは全く相容れない違法行為を行った会社が当法人の賛助会員であったケースがあったことから、賛助会員についても推薦制度その他一定のルールを設けるかどうか、今後の検討課題である。

④ 各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿を管理し、かつ、後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

⑤ 包括補償保険制度の検討

包括保障保険制度を構成する身元信用保険における「被保証人」の範囲、任意後見受任者の死亡による再契約をカバーする新保険商品の開発の可否などを協議したが、結論には至らず、引き続き検討していくこととなった。

⑥ 本部支部の統一的会計処理体制の確立

支部におけるインターネット利用会計処理システムについて、新システムへの移行を行った結果、支部担当者による誤操作などの弊害が減少することとなった。また、当該システムの完全導入支部における中間、期末決算時の書面報告の免除等の措置をとり、支部の事務負担の軽減をはかった。

⑦ 効果的財務態勢の確立

本法人の財政的基盤である会費制度について、定額会費と定率会費のあり方を考える上での論点整理と支部における財源としての支部会費のあり方等、現状抱えている会費の問題点の整理を行った。また、本部に送付されてきている支部決算書等では把握しにくい支部の実情について、直接、いくつかの支部会計担当者に聴取するなど、支部での実態の把握に努め、支部の個別事情等を踏まえた今後の本部支部会計のあり方について検討を加えた。

現在進められている公益法人制度改革の進捗状況をにらみながら、公益性に裏づけされた財務会計態勢の確立のため、今後の改善方法を検討した。

(15) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）から委任を受け、当法人総務部（事務局）が募集案内と助成金給付申請書の受付事務を行った。平成18年度（第6回募集）は、応募のあった司法書士、社会福祉士など27名に対し、総額394万円の助成金支給が決定された。また、助成基金の信託財産は増加の一途をたどり、平成18年9月現在、その額は8787万3555円に達した。

(16) 理事会

別紙〔19〕「平成18年度理事会経過録」のとおり、計5回の理事会を開催した。

(17) 常任理事会

当法人ホームページ (<http://www.legal-support.or.jp/>) の正会員のページ掲載の「平成18年度常任理事会経過録」のとおり、毎月1回の開催で計12回の常任理事会を開催した。

(18) 業務審査委員会

以下のとおり、計5回の業務審査委員会を開催した。会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非のほか、会員の行った後見執務に関する検証を行い、理事会等に対し適宜に意見を提出した。また、会員指導、執務支援のあり方、法人後見・法人後見監督の受託管理、苦情申立に対する対応等に関し協議し、必要に応じて助言等を行った。

平成18年5月23日 第5回業務審査委員会

平成18年7月25日 第1回業務審査委員会

平成18年10月5日 第2回業務審査委員会

平成18年12月15日 第3回業務審査委員会

平成19年3月13日 第4回業務審査委員会

(19) 意思能力調査委員会準備室

① 法定後見の申立三類型の分類に関する研究

当準備室では、後見等申立の依頼を受けた会員が、類型判断で悩む場面が多いことから、少しでもその手助けとなる判断資料ができないものかと検討を重ね、「法定後見申立類型判断ガイド」を作成した。

以前作成した「生活環境調査報告書」は、被後見人等のこれまでの生活状況及び財産状況等の生活環境に付いて調査し、審判申立に当たり、調査官による調査及び医師によ

る鑑定の補足資料として添付することにより、制度の円滑な運用を目指すものであった。

今回の「法定後見申立類型判断ガイド」は、法定後見開始申立に当たり、「法定後見の申立類型を判断する」資料として会員に活用して頂くためのものである。

意思能力の判断のあり方も、医師の診断という画一的な判断（生物学的な判断）だけでなく、自己決定の尊重を重視すべきか、それとも本人保護の必要性を重視するかにより、さらには本人の個別的な特性・環境等も考慮に入れて、総合的に判断されることが望まれる。そこで、そのような視点にも配慮して、質問・聞取り項目等を作成した。

② 任意後見契約能力に関する研究

任意後見契約の締結にあたっては、将来型、移行型、即効型が考えられる。特に即効型においては、本人の意思能力の観点から問題が指摘されているにもかかわらず、法的にも、運用面においても何らの制約もない状況である。本準備室においては、即効型の任意後見契約を締結しなければならない状況が生じた場合に、本人の自己決定と身上監護に配慮して、任意後見契約における意思能力の判断を如何にするかの検討をしたので報告する。

③ 生活環境調査報告書アンケート結果の周知と利用促進

「生活環境調査報告書」については、個人情報保護法の施行により、事前に本人の機微情報の聞き取りをすることが難しくなったので、本課題は見送った。

④ 準備室のあり方の検討

法定後見の類型および任意後見契約能力に関する研究も成果としてひとまずの完成をみたことから、本準備室の役割も一応終えたものと思われる。

「意思能力調査委員会」については、本来、任意後見契約の締結判断能力の有無を調査する意図で設置されたものであるが（定款第41条）、全国各地の任意後見契約当事者の意思能力を調査することについては、物理的に無理があろう。

本準備室では、当事者の自己決定及び生活環境を考慮して、法定後見の類型についても弾力的な運用ができないか、任意後見と法定後見の横断的利用方法などを検討してきたが、上述のように一定の成果を上げ、その役割を終えることとする。

(20) 公益法人の認定に向けた組織整備の検討

公益法人制度改革による新公益法人制度に向けた法改正等の情報を収集し、問題点の洗い出しに向けた準備を行った。その結果、具体的な規則、政令等の公布や公益認定等委員会の検討結果を受けなければ解明できない不明な点も多く、平成18年度は、次年度における検討のための準備に留まった。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

毎年開催してきた全国一斉無料成年後見相談会は、各地域の実情に即した形式で実施されているが、日頃から継続的に相談会を開催している地域においては、特にこの時期にこだわることなく利用できるポスター作成の要望がだされるなど、相談会は欠かせない支部事業として定着していると考えられる。実施詳細は、事業報告別紙(10)「全国一斉無料成年後見相談会報告書」記載のとおりである。

(2) 小冊子等の発行

「いつもあなたのそばに」等の増刷を行い、購入希望金融機関や利用者等の配布し、成年後見制度の普及・利用促進に努めた。小冊子配布詳細については、事業報告別紙(11)「平成18年度成年後見制度小冊子配布数」記載のとおりである。

(3) 書籍等の発刊

① 「成年後見教室」の発行

レベルを下げることなく、制度に携わる多くの関係者とりわけ法律の専門家ではない福祉関係者や親族等にも理解しやすい実務書はどうあるべきかの検討に時間を割き、その結果を踏まえ平成18年3月に入稿した。その後、出版社編集部との調整、これに伴う原稿の差替え等の作業を継続中である。

② 「任意後見実務マニュアル」の発刊

平成17年度から編集に着手した「任意後見実務マニュアル」については、新日本法規出版より平成19年1月10日発刊され、現時点（4月6日現在）では3回目の増刷が決定している。

(4) 成年後見制度普及フォーラムの実施

平成18年7月1日、福島市子どもの夢を育む施設『こむこむ』の「わいわいホール」において、当法人ふくしま支部の全面協力を得て、社会福祉法人NHK厚生文化事業団、NHK福島放送局並びに当法人が共催して、「あなたの頼れる味方 ～成年後見～」をテーマとするNHKハート・フォーラムを開催した。

第1部では、～落語で楽しく学ぶ「成年後見制度」のしくみ～と題する桂ひな太郎師匠の落語講演。第2部では、コーディネーターに元NHK解説委員で福祉ジャーナリストの村田幸子氏（当法人理事）、助言者に筑波大学教授・筑波大学法科大学院院長で日本成年後見法学会理事長の新井 誠氏を迎え、福島県弁護士会の弁護士菅野晴隆氏、福島県社会福祉士会の社会福祉士武田由美子氏、当法人から副理事長の芳賀 裕をパネリストとして、「成年後見活用術」をテーマにパネルディスカッションを行い、第3部では、福島県司法書士会、当法人ふくしま支部による成年後見制度に関する個別相談会を行った。

3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業

(1) 親族向け成年後見人養成講座の開催

平成18年度においては、親族向け成年後見人養成講座については、支部メニュー事業として位置付け、開催を希望した14支部において全国21地域で開催した。養成講座開催状況は、事業報告別紙(14)「親族向け後見人養成講座開催報告書」記載のとおりである。本養成講座の実施により支部活動のさらなる活性化が図られたので、次年度においてもこれを継続することにした。また、「養成講座テキスト」については、500部を増刷し本養成講座を実施した支部に「受講テキスト」として配布するとともに、その改訂版発行に向けた作業をすすめ年度末には改訂版原稿を取り纏め終えたところである。

(2) 「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催

平成18年度においては、後見人養成講座同様、遺言と成年後見制度に関する説明会についても支部メニュー事業として位置付け、開催を希望した19支部において全国80地域で開催した。説明会開催状況は、事業報告別紙(15)「遺言と成年後見制度に関する説明会開催報告書」記載のとおりである。本説明会の実施により支部活動の活性化が促進されるとともに、この事業を通して成年後見制度の利用促進に繋がられたところである。次年度においても、成年後見制度の普及活動の一環としてこれを継続実施することにした。

(3) 市民後見人養成に向けた市町村等との連携

市町村等において、市民後見人の養成事業が進められているが、当法人としては平成18年度は主に厚生労働省が日本成年後見法学会へ委嘱した「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」への委員の派遣し、市民後見人のあり方等について研究を行っ

た。

(4) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

当法人設立後7年で醸成された各機関、団体との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、成年後見制度の普及、そして会員の執務環境が改善整備されるよう努めた。

中でも、全国社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業運営検討委員会、各地の家庭裁判所委員会委員、信託銀行設立の研究財団であるトラスト60、認知症高齢者の権利擁護に関する医学・法学研究会、(財)公益法人協会の評議員及び法制対策委員会、厚生労働省が日本成年後見法学会へ委嘱した「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」への委員の派遣、日本成年後見法学会との交流、日本社会福祉士会「成年後見人養成研修」への講師派遣及びテキストの作成、高齢社会NGO連携協議会が行った「市民後見人養成講座」への講師派遣協力・教材テキストの作成、有限責任中間法人多摩南部成年後見センターへの委員派遣、などを行った。

4. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 日本成年後見法学会の活動支援

当法人は、日本成年後見法学会に対し、以下の支援を行った。

- ① 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会、高次脳機能障害に関する研究会、制度改正研究委員会等への参画
- ② ロンドンで行われた成年後見国際会議への参加
- ③ 第3回学術大会開催、第4回学術大会開催準備等への支援

(2) 「実践 成年後見」誌の企画

「実践 成年後見」は、平成18年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会と協力して、下記のとおり「実践 成年後見」誌発刊の企画事業を完遂した。また、全国を8ブロックに分割し、各ブロックからブロック企画委員を募集し、事例探求の拡大、組織化を図った。

- ① 事業 : 「実践 成年後見」第17号～第20号を発行。
- ② 組織・会議 : 企画委員会を年4回開催、各ブロック企画委員会を年1回開催、編集委員会への企画委員派遣年4回実施

(3) 「成年後見六法」の発行

当初3月に改訂版の発刊を予定していたが、法案成立の遅れに伴い盛り込むべき政省令の発令にも遅れが生じることとなった。そのため、所要の調整を行い、本年6月～7月の発刊に向け準備中であつたところ、予定どおり2006年6月に発刊した。

(4) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会等各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請、講義用テキストの作成依頼もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請した。